

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月8日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

香川県選挙管理委員会規則第1号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の交付) 第9条の4 略</p> <p>2 県委員会は、前項の証紙を交付したときは、証紙交付票にその枚数を記入し、<u>証紙を交付した者の印</u>を押すものとする。この場合において、交付した証紙の枚数が証紙の交付を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票を提出者に返すものとする。</p> <p>(証紙の交付及び検印の手続) 第9条の7 略</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、<u>証紙を交付した者又は検印した者の印</u>を押すものとする。この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。</p> <p>(くじを行う日時及び場所) 第46条 法第175条第3項又は第8項の規定による氏名等の掲示の順序を定めるために行うくじの日時及び場所は、あらかじめ県委員会及び市町委員会が、それぞれ告示するものとする。 2・3 略</p> <p>(証紙の交付及び検印の手続) 第57条の4 略</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、<u>証紙を交付した者又は検印した者</u></p>	<p>(証紙の交付) 第9条の4 略</p> <p>2 県委員会は、前項の証紙を交付したときは、証紙交付票にその枚数を記入し、<u>県委員会</u>の印を押すものとする。この場合において、交付した証紙の枚数が証紙の交付を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票を提出者に返すものとする。</p> <p>(証紙の交付及び検印の手続) 第9条の7 略</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、<u>県委員会</u>の印を押すものとする。この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。</p> <p>(くじを行う日時及び場所) 第46条 法第175条第3項又は第6項の規定による氏名等の掲示の順序を定めるために行うくじの日時及び場所は、あらかじめ県委員会及び市町委員会が、それぞれ告示するものとする。 2・3 略</p> <p>(証紙の交付及び検印の手続) 第57条の4 略</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、<u>県委員会</u>の印を押すものとする。</p>

の印を押すものとする。この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。

この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。

第2号様式の4（第9条の3関係）

（ビラ証紙交付票）

その1

表

第何号 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者氏名 ㊦ 運動用ビラ証紙交付票 香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	交付者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者の届出順位を記載する。

第2号様式の4（第9条の3関係）

（ビラ証紙交付票）

その1

表

第何号 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者氏名 ㊦ 運動用ビラ証紙交付票 香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	香川県選挙管理委員会(印)
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者の届出順位を記載する。

その2

表

第何号 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者届出政党の名称 証紙受領責任者氏名 ㊦ 運動用ビラ証紙交付票 香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	交付者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

その2

表

第何号 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者届出政党の名称 証紙受領責任者氏名 ㊦ 運動用ビラ証紙交付票 香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	香川県選挙管理委員会(印)
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

第2号様式の7（第9条の6関係）
（ポスター証紙交付票）

表

第何号
何年何月何日執行何選挙何選挙区
候補者届出政党の名称
証紙受領責任者氏名 ㊦
選挙運動用ポスター証紙交付票
香川県選挙管理委員会 ㊧

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	交付者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

第2号様式の7（第9条の6関係）
（ポスター証紙交付票）

表

第何号
何年何月何日執行何選挙何選挙区
候補者届出政党の名称
証紙受領責任者氏名 ㊦
選挙運動用ポスター証紙交付票
香川県選挙管理委員会 ㊧

裏

証紙交付枚数	証紙交付月日	香川県選挙管理委員会(印)
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

(ポスター検印票)

表

第何号
何年何月何日執行何選挙何選 挙区
候補者届出政党の名称
検印責任者氏名 ㊦
選挙運動用ポスター検印票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

検印枚数	検印月日	検印者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

(ポスター検印票)

表

第何号
何年何月何日執行何選挙何選 挙区
候補者届出政党の名称
検印責任者氏名 ㊦
選挙運動用ポスター検印票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

検印枚数	検印月日	香川県選挙管理委員会(印)
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

注 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

第20号様式（第45条関係）

略

注

- 1 略
- 2 掲示は、公職選挙法第七十五条第三項若しくは第六項又は公職選挙法施行規則第二十一条の三第三項の規定により定められた順序に従い、右から左へ一列にしなければならない。
- 3 略

（氏名等掲示）

その一 衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

第20号様式（第45条関係）

略

注

- 1 略
- 2 掲示は、公職選挙法第七十五条第三項若しくは第五項又は公職選挙法施行規則第二十一条の三第三項の規定により定められた順序に従い、右から左へ一列にしなければならない。
- 3 略

（氏名等掲示）

その一 衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

その二 衆議院比例代表選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

その三 略

略

注

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項又は第五項の規定により定めた順序に従い、右から行うものとする。
- 2 略

その二 衆議院比例代表選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

その三 略

略

注

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項又は第六項の規定により定めた順序に従い、右から行うものとする。
- 2 略

その四 参議院比例代表選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

参議院名簿掲載者の氏名		略称	参議院名簿届出 政党等の名称
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示			

注

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項又は第五項の規定により、県選挙管理委員会が行うくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 参議院名簿掲載者の氏名の掲示は、公職選挙法第百七十五条第四項又は第五項の規定により、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- 3 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿掲載者の氏名」については縦書きとし、参議院名簿による候補者の届出書の記載に從つて、ふりがなを付けなければならない。
- 4 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とする。

その四 参議院比例代表選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

参議院名簿掲載者の氏名		略称	参議院名簿届出 政党等の名称
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示			
(順位)	(氏名)		優先的に当選人となるべき候補者
(順位)	(氏名)		優先的に当選人となるべき候補者
~~~~~			
(順位)	(氏名)		優先的に当選人となるべき候補者
(順位)	(氏名)		優先的に当選人となるべき候補者

注

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項又は第六項の規定により、県選挙管理委員会が行うくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 参議院名簿掲載者の氏名の掲示は、公職選挙法第百七十五条第四項、第五項又は第六項の規定により定められた順序に従い、右から行うものとする。この場合においては、優先的に当選人となるべき候補者の欄中「順位」及び「氏名」には、同法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿掲載者の氏名及び当選人となるべき順位をそれぞれ記載するものとする。
- 3 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿掲載者の氏名」については縦書きとし、優先的に当選人となるべき候補者の欄中「順位」は横書きとする。この場合においては、参議院名簿による候補者の届出書の記載に從つて、ふりがなを付けなければならない。
- 4 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とする。
- 5 優先的に当選人となるべき候補者がない参議院名簿届出政党等については、優先的に当選人となるべき候補者の欄は設けないものとする。



その五 衆議院議員又は参議院議員比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

略

注

1 略

2 掲示は、公職選挙法第一百七十五条第三項、第五項若しくは第六項又は公職選挙法施行規則第二十一条の三第三項の規定により定められた順序に従い、右から左へ一列にしなければならぬ。ただし、一列に掲示できないときは、数段に掲示することができる。

3 略

その五 衆議院議員又は参議院議員比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）

略

注

1 略

2 掲示は、公職選挙法第一百七十五条第三項、第六項若しくは第八項又は公職選挙法施行規則第二十一条の三第三項の規定により定められた順序に従い、右から左へ一列にしなければならぬ。ただし、一列に掲示できないときは、数段に掲示することができる。

3 略

第20号様式の2（第46条関係）

（氏名等の掲示の順序のくじの告示）

香川県（市町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文（第3項ただし書）（第8項）の規定による候補者の氏名等の掲示（衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示）（参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名 （同法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位）の掲示）の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

年 月 日

香川県（市町）選挙管理委員会委員長

氏 名

1 日 時

2 場 所

第20号様式の2（第46条関係）

（氏名等の掲示の順序のくじの告示）

香川県（市町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文（第3項ただし書）（第6項）の規定による候補者の氏名等の掲示（衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示）（参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示）の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

年 月 日

香川県（市町）選挙管理委員会委員長

氏 名

1 日 時

2 場 所

第22号様式の2 (第57条の3関係)  
(証紙交付票)

表

(政党その他の政治団体名)
証紙受領責任者 氏 名 [㊦]
何年何月何日執行何選挙
政治活動用ポスター証紙交付票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付 枚数	交 付 者 印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

第22号様式の2 (第57条の3関係)  
(証紙交付票)

表

(政党その他の政治団体名)
証紙受領責任者 氏 名 [㊦]
何年何月何日執行何選挙
政治活動用ポスター証紙交付票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

証紙交付 枚数	香川県選挙管 理委員会 (印)
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

(検印票)

表

(政党その他の政治団体名)
検印責任者 氏 名 [㊦]
何年何月何日執行何選挙
政治活動用ポスター検印票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

検印枚数	検 印 者 印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

(検印票)

表

(政党その他の政治団体名)
検印責任者 氏 名 [㊦]
何年何月何日執行何選挙
政治活動用ポスター検印票
香川県選挙管理委員会 ㊦

裏

検印枚数	香川県選挙管 理委員会 (印)
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

第25号様式（第58条の4関係）

（検印票）

表

（推薦団体名）	
検印責任者	名 印
氏	
1 使用する施設の名称	
2 施設の所在地	
3 演説開催年月日	
香川県選挙管理委員会 印	

裏

検印枚数	検 印 者 印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計500枚	

第25号様式（第58条の4関係）

（検印票）

表

（推薦団体名）	
検印責任者	名 印
氏	
1 使用する施設の名称	
2 施設の所在地	
3 演説開催年月日	
香川県選挙管理委員会 印	

裏

検印枚数	香川県選挙管理委員会（印）
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計500枚	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第46条、第20号様式その4及び第20号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用する。